

遠隔操作型小型車の通行の届出等について①

1 届出先（法第15条の3第1項）

通行場所を管轄する都道府県公安委員会

※ 通行場所が複数の都道府県の区域にわたる場合には、当該通行場所を管轄する全ての公安委員会に届け出ることが必要。
都道府県公安委員会規則の規定により、届出者の利便性向上等の観点から、通行場所を管轄する警察署長を経由して行うこととされる場合がある。

2 届出期限（法第15条の3第1項・府令第5条の4第1項）

通行を開始しようとする日の1週間前まで

3 届出事項等

（1）遠隔操作型小型車使用届出書（法第15条の3第1項・府令第5条の4第1項及び別記様式第1の3の4）

| 法人の場合 | 個人の場合 |
|---|------------|
| 法人の名称及び住所・代表者の氏名 | 使用者の氏名及び住所 |
| 通行場所（番地まで） | |
| 遠隔操作場所の所在地及び連絡先・遠隔操作のための装置、人員その他の体制 | |
| 運送の対象（人／物）・運送の方法 | |
| 非常停止装置の位置・形状 | |
| 遠隔操作型小型車の大きさ（120cm×70cm×120cmまで）・原動機の種類（定格出力等）・性能最高速度（6 km/hまで） | |

（2）添付書類（法第15条の3第2項・府令第5条の4第3項）

| 法人の場合 | 個人の場合 |
|-------------------------------|---------------------------------------|
| 登記事項証明書 | 住民票の写し （住民基本台帳法の適用を受けない場合には旅券等の写し） |
| 審査合格証その他の遠隔操作型小型車の構造及び性能を示す書面 | |
| 通行場所の見取図 | |

（3）その他

- 一定期間、同一の場所を継続的に通行させようとする場合には、一度の届出で足りる
- 届出事項を変更しようとするときは、変更届（遠隔操作型小型車使用届出書）が必要

遠隔操作型小型車の通行の届出等について②

4 非常停止装置の基準（法第2条第1項第11号の5・府令第1条の7）

(1) 押しボタン（車体の前方及び後方から容易に操作できるものに限る。）の操作により作動するものであること。

ア 他の操作を伴うことなく、押しボタンを押下することにより非常停止装置が作動すること。

イ 押しボタンは、その最下部の地上高が60cm以上の高さに取り付けられていること。

ウ 押しボタンは、原則として、次のいずれかに該当する車体の2か所に設置されていること。

(ア) 車体の上部前方及び上部後方

(イ) 車体の前面及び後面

(ウ) 車体の前面及び上部後方

(エ) 車体の上部前方及び後面

※車体の上部前方：車体の前端から押しボタンの前端までの長さ＋車体の高さの合計が170cm以下となる位置

※車体の上部後方：車体の後端から押しボタンの後端までの長さ＋車体の高さの合計が170cm以下となる位置

エ 押しボタンは、直径20mm以上の円形で、手のひらで容易に操作できるものであること。ただし、指先で押し破り、又は押し外す構造の保護板が設けられ、指先で操作するものについては、当該保護板の中央部の直径20mmの円内に20Nの静荷重を一様に加えた場合に、押し破られ又は押し外されることなく、かつ、たわみにより押しボタンに触れることなく、80Nの静荷重を一様に加えた場合に、押し破られ又は押し外されるものであること。

オ 非常停止装置の押しボタンと紛らわしい外観を有するものが取り付けられていないこと。

(2) 押しボタンとその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより当該押しボタンを容易に識別できるものであること。

○ 押しボタンは、赤色とし、車体との境界部分を黄色とするなど、容易に識別できるものであること。

(3) 作動時に直ちに原動機を停止させるものであること。

○ 押しボタンを押下した後、直ちに原動機が停止し、遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う者その他の者が非常停止装置の解除の操作を行わない限り、原動機の作動が再開しないこと。

5 遠隔操作型小型車標識・届出番号等の表示

(1) 遠隔操作型小型車標識（法第14条の4・府令第5条の3及び別記様式第1の3の3）

遠隔操作型小型車を道路において通行させる場合には、車の見やすい箇所に遠隔操作型小型車標識を付す必要がある。 ※ 遠隔操作により通行させない場合でも必要。



遠隔操作型小型車標識

(2) 届出番号等（法第15条の4・府令第5条の5）

遠隔操作型小型車の通行の届出をした場合には、通知された届出番号等を見やすい箇所に、明瞭に表示する必要がある。

※ 届出番号等の例：【東京都公安委】2023-04-01

遠隔操作型小型車の通行の届出等について③

6 規制標識（標識標示令別表第1）

遠隔操作型小型車が対象となる規制標識の例



通行止め



自転車専用



歩行者等通行止め



歩行者等横断禁止

※補助標識として、**遠隔小型** **遠隔小型を除く** が存在。

（遠隔操作型小型車に限り本標識が表示する交通の規制の対象となること又は本標識が表示する交通の規制とならないことを示すもの）

7 信号の表示（法第4条第4項・令第2条・府令第3条の2）

| 車両用灯器 | 歩行者用灯器 | 信号の意味 |
|----------|---------------|---|
| 青色の灯火 | 青色の灯火（人の形） | 遠隔操作型小型車は、進行することができる。 |
| 黄色の灯火 | 青色の灯火の点滅（人の形） | 遠隔操作型小型車は、道路の横断を始めてはならず、また、道路を横断している遠隔操作型小型車は、速やかに、その横断を終るか、又は横断をやめて引き返さなければならない。 |
| 赤色の灯火 | 赤色の灯火（人の形） | 遠隔操作型小型車は、道路を横断してはならない。 |
| 黄色の灯火の点滅 | | 遠隔操作型小型車は、他の交通に注意して進行することができる。 |
| 赤色の灯火の点滅 | | |

※都道府県公安委員会が信号機の灯器に接して、右の表示をした場合には、遠隔操作型小型車はその表示の対象となる（横長の表示板もあり）



遠隔操作型小型車の通行の届出等について④

【参考】（届出事項の想定項目＝遠隔操作型小型車使用届出書の別紙として添付可）

○ 遠隔操作のための体制

| 遠隔操作のための装置 | 遠隔操作のための人員 | その他の体制 |
|------------------------------------|---|--|
| 遠隔操作に用いるプログラム及び電子機器（手動操作装置を含む。）の概要 | 遠隔操作者及びその補助を行う者の人数 | 二以上の遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させる場合における一人が操作することができる遠隔操作型小型車の最大数 |
| 前進、後退、停止、加減速及び右左折に係る操作方法 | 交通の安全と円滑を図るために緊急の必要が生じた場合における安全確保措置を行うための人員配置 | 一の遠隔操作型小型車を二人以上の者が操作することができる場合における遠隔操作者を事後に特定するための方法 |
| 非常停止装置の作動時における遠隔操作者への通知方法 | | 遠隔操作者に対する教育・訓練の内容 |
| 有線・無線の別（有線の場合のケーブルの長さを含む。） | | |
| 通信遅延・通信断絶時における遠隔操作型小型車の制御方法 | | |

○ 人または物の運送の方法

| 人を運送しようとする場合 | 物を運送しようとする場合 |
|--------------------------------|----------------------------------|
| 乗車人員の安定性の確保の方法 （車外への転落防止措置） | 物を積載する場所及び物の固定方法 （車外への転落防止措置） |

○ 非常停止装置の位置及び形状

4（1）～（3）を満たすことを明らかにする内容